地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所が発注した随意契約案件は以下のとおりです。 公表対象 工事又は製造の請負(予定価格250万円超)、財産の買い入れ(予定価格160万円超)、 物件の借入れ(予定価格80万円超)

	所原	<b>属名</b>	サイト名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	総務部	総務課			庁舎有人警備業務委託(水産技 術C)	H24.4.1	Н24.7.31	1,185,236	大阪府立環境農 林水産総合研究 所契約事務取扱 規程第15条第1項 第2号	法人設立後、独立行政法人として入 札手続きを行うまでの間、法人運営 に支障をきたさないため当業務につ いて現契約者と随意契約を行うもの
2	経営企 画部	事業調 整課		日本電子計算機株式会社(現、株式会社(現、株式会社)ECC)	インターネット機器の賃貸借契約	Н24.4.1	Н25.2.28	1,209,978	大阪府立環境展 林水産総合研究 所契約事務取扱 規程第15条第1項	賃貸借契約(H18.7.1~H23.6.30)により借り入れた後に、賃貸借契約により再リース(H23.7.1~H24.3.31)により借り入れていた機器一式を、当該賃貸借契約の相手方から引き続き再リースにより借り入れるため
3	総務部	総務課	水生生物センター	株式会社京伸	庁舎有人警備業務	Н24.4.1	Н24.7.31	1,404,900	大阪府立環境農 林水産総合研究 所契約事務取扱 規程第15条第1項 第2号	法人設立後、独立行政法人として入 札手続きを行うまでの間、法人運営 に支障をきたさないため当業務につ いて現契約者と随意契約を行うもの
4	総務部	総務課	水産技術センター	大阪知的障害者雇 用促進建物サービ ス事業協同組合	日常清掃業務委託	Н24.4.1	Н25.3.31	2,133,760	林水産総合研究 所契約事務取扱 規程第15条第1項	特別の目的(知的障害者の清掃業を活用した就労支援事業に対する協力)を有する業務であるため、委託先(大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合)が特定される。

	所原	<b>属名</b>	サイト名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
5	総務部	総務課	食とみどり技 術センター	大和観光 株式会 社	職員等送迎業務委託	Н24.4.1	Н24.7.31	3,187,200	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第2号	法人設立後、独立行政法人として入 札手続きを行うまでの間、法人運営 に支障をきたさないため当業務につ いて現契約者と随意契約を行うもの
6	総務部	総務課	本部	富士通(株)	平成24年度独立法人運営システム運用支援及びヘルプデスクサービス業務委託	Н24.4.1	Н25.3.31	9,555,000	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第10号	当該システムの設計・納入業者でな ければ運営支援業務は実施すること ができないため
7	総務部	総務課	食とみどり技 術センター	有限会社ソリッド ワーカー	庁舎清掃・警備業務委託の変更	Н24.4.1	Н24.5.31	1,640,980	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第10号	独法化に際し、警備時間が増加するため、原契約者と変更契約を締結するもの
8	総務部	総務課	水産技術センター	調査船建造監督業 務	有限会社 三浦高速艇研究所	Н24.5.10	Н25.2.28	5,000,000	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第10号	当該調査船の設計受託業者でなければ建造監督業務は実施することができないため
9	総務部	総務課	食とみどり技 術センター	有限会社ソリッド ワーカー	庁舎清掃·警備業務委託	Н24.6.1	Н24.9.30	3,283,159	大阪府立環境農 林水産総合研究 所契約事務取扱 規程第15条第1項 第2号	法人設立後、独立行政法人として入 札手続きを行うまでの間、法人運営 に支障をきたさないため当業務につ いて現契約者と随意契約を行うもの

	所属	<b>属名</b>	サイト名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
10	経営企 経室	事業調 整課	本部	日本電子計算機株式会社(現、株式会社JECC)株式会社JECC	ネットワーク機器及びサーバ・ ワークステーション機器の賃貸借 契約	Н24.9.1	Н25.2.28	10,488,114	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第2号	賃貸借契約(H19.9.1~H24.8.31)により借り入れていた機器一式を、当該 賃貸借契約の相手方から引き続き再 リースにより借り入れるため
11	総務部	総務課	食とみどり技 術センター	職員等送迎業務	大和観光株式会社	Н24.8.1	Н24.12.31	3,993,600	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第2号	法人設立後、独立行政法人として入 札手続きを行うまでの間、法人運営 に支障をきたさないため当業務につ いて現契約者と随意契約を行うもの
12	総務部	総務課	環境科学センター	株式会社栄警備保障	有人警備業務	Н24.4.1	Н24.8.31	1,481,545	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第2号	法人設立後、独立行政法人として入 札手続きを行うまでの間、法人運営 に支障をきたさないため当業務につ いて現契約者と随意契約を行うもの
13	食の安 全研究 部		食とみどり技 術センター	インストロンジャパ ンカンパニー	インストロン・ソフトウェアの更新	Н25.3.18	Н25.3.18	1,325,625	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第10号	当該設備の設計・設置業者でなけれ ばインストロンのソフトウェア更新は 実施することができないため
14	総務部	総務課	環境科学センター	荏原冷却システム 株式会社	エバラ吸収冷温水機分解整備委 託	Н25.3.18	Н25.3.28	3,150,000	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第10号	当該設備の設計・設置業者でなければ吸水冷温水機の分解整備は実施することができないため

	所属名		サイト名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	6 総務部	総務課		西尾レントオール 株式会社	連暖房機器の賃貸借	Н24.4.1	Н25.3.31	1,229,760	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第10号	現冷暖房設備の再リースに係る契約であり、特定の者(設置業者)でなければ実施することができないため
10	環境情 報部		環境科学センター	株式会社 大西熱学	平成24年度ダイオキシン類等有 害化学物質等分析室保守点検 委託	Н24.4.1	Н25.3.31		大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第10号	当該設備の設計・設置業者でなけれ ば有害化学物質分析室の保守点検 は実施することができないため

	所属名	サイト名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由

〇地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程(抜粋)

#### (随意契約)

- 第15条 会計規程第25条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
- (5) 落札者が契約を締結しないとき。
- (6) 国、地方公共団体その他の公益法人、特別の法律により設立された法人と契約するとき。
- (7) 外国で契約するとき。
- (8) 別に定めるところにより資産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその資産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- (9) 契約に係る予定価格が次に定める額の範囲内であるとき。
- ア 工事又は製造の請負(建物等の修繕を含む。) 250万円
- イ 財産の買入れ 160万円

ただし、外部資金1,000万円

- ウ 物件の借入れ 80万円
- エ 財産の売払い 50万円
- オ 物件の貸付け 30万円
- カ アからオに掲げるもの以外のもの 100万円
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるとき。